

# ひそうひぞく 非僧非俗の生きかた

コロナ感染も減少傾向にあり、  
このまま終息に向かって欲しい  
ものです。

ところで、十一月というど、  
建永二年(二二一年)十一月十  
七日は、越後の国府に流罪にな  
っていた聖人が赦免になった月  
でもあります。

親鸞聖人は、承元の念仏弾  
圧の法難によって、師の法然聖  
人に連座して流罪になりました。  
法然聖人は土佐に流され、親  
鸞聖人は越後に流されました。  
このとき、聖人の僧籍は剥奪さ

れ、「藤井善信」の俗名がつけら  
れました。「僧尼令」の規定によ  
れば、僧を流罪や死罪にするこ  
とはできません。それで、僧を  
処分するには、いったん還俗さ  
せた上で俗人として処分するの  
です。そのために、藤井善信の  
名がつけられたのです。しかし、  
聖人はその名を避けて、みずか  
らは、**【愚禿】**をもって姓としま  
した。それは聖人が、自分の生  
き方として、『**非僧非俗**』に生き  
ることを選んだからです。「愚禿」  
はその「非僧非俗」の生き方のシ

ンボルでした。国家権力が聖人  
から僧籍を剥奪したので、聖人  
は「非僧」です。しかし、「非僧」で  
はあっても「俗」になろうとはし  
ません。常識的には「非僧」はイ  
コール「俗」ですが、聖人は絶対  
に「俗」になることを拒否します。  
あくまでも「非俗」に生きようと  
されたのです。反対に「非俗」と  
いつても、それがそのまま「僧」に  
なるものではありません。これも  
世間の常識では、「非俗」イコー  
ル「僧」になるのですが、権力に  
よって「僧」たることを不可とさ  
れた人間ですから、「非俗」は  
「僧」にはならないのです。  
つまり、「非僧非俗」とは、むず  
かしい剃刀の刃のような道です。  
その道を親鸞聖人は歩もうと

されたのです。だから、流罪が  
赦免になったときも、法然聖人  
と会える気持ちを抑えて、京都  
に帰ろうとされませんでした。  
京都に帰れば、自分は再び「僧」  
となり「非僧」の立場が崩れてし  
まいます。聖人は越後にしばら  
くいて、そのあと関東に移住さ  
れました。いかにすれば、「非僧  
非俗」の生き方ができるか、厳し  
い道を歩かれたのです。  
世俗の価値観にとらわれるこ  
となく、あるがままの自分のま  
まで仏道を生きることを力強  
く宣言されたのであり、世俗の  
生活に、仏道としての意味をも  
たせていくという、真似のできな  
い道でした。